

## 「令和4年度奨学生のしおり（最新版）」の掲載について

みだしのことにつきまして、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程改正（令和4年5月31日施行、令和4年4月1日適用）に伴い、採用時に配布しました「令和4年度奨学生のしおり」の記載内容に変更があります。

つきましては、「令和4年度奨学生のしおり（最新版）」を掲載しますので、ご確認いただきますよう宜しくお願い致します。  
変更のある箇所は赤字及びマーカーで示しています。

### 〈変更箇所〉

1 頁

新旧対照表	
新（案）	旧
<p style="text-align: center;"><b>奨学金貸与の条件</b></p> <p>（1～7省略）</p> <p>8 奨学金は、貸与終了後、6か月を経過後、<b>12</b>年以内に遅滞なく返還しなければならない。</p> <p>    返還の方法は「月賦」によるものとし、預貯金口座からの口座振替（引落）により返還することとする。</p> <p>    なお、口座振替に関する振替事務手数料は、奨学金返還者の負担とする。</p> <p>    上級学校に進学したとき又は特別の事情で一時返還が困難になったとき等は、願い出によって返還を猶予することがある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>奨学金貸与の条件</b></p> <p>（1～7省略）</p> <p>8 奨学金は、貸与終了後、6か月を経過後、10年以内に遅滞なく返還しなければならない。</p> <p>    返還の方法は「月賦」によるものとし、預貯金口座からの口座振替（引落）により返還することとする。</p> <p>    なお、口座振替に関する振替事務手数料は、奨学金返還者の負担とする。</p> <p>    上級学校に進学したとき又は特別の事情で一時返還が困難になったとき等は、願い出によって返還を猶予することがある。</p>

## 新旧対照表

新 (案)	旧																		
<p align="center"><b>「誓約書・奨学金借用証書」の記入と提出</b></p> <p>(省略)</p> <p><b>1 誓約書・奨学金借用証書の記入押印等について</b></p> <p>(省略)</p> <p>(1) 借用申込金額等について</p> <p>借用申込金額は、貸与月額に、採用時から在学する学校の標準修業年限の終期までの期間を乗じた金額です。</p> <p>なお、借用申込金額は予定額であり、実際に借用金額が確定するのは貸与終了時（通常であれば卒業時）となります。貸与終了時には、借用金額確定の通知を行います。</p> <p>(例) <b>大学の4年制課程(国公立・自宅通学)</b>で入学時から卒業まで貸与を受ける場合</p> <p>貸与月額 <b>45,000</b>円×48か月(4年) = <b>2,160,000</b>円(借用申込金額)</p> <p>※ 借用申込金額、貸与月額及び奨学生番号は採用決定通知から転記してください。</p> <p>(2) 収入印紙 <b>(大学院貸与奨学生・海外移住者子弟貸与奨学生のみ必要)</b></p> <p>次のとおり、定められた額の印紙を貼付し割印を押印してください。</p> <p>※ 収入印紙は郵便局等でお買い求めいただけます。</p> <p>※ 貼付欄の都合上、収入印紙は1枚で用意してください。</p> <table border="1" data-bbox="159 1201 1099 1449"> <thead> <tr> <th>借用申込金額</th> <th>貼付する収入印紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円を超え50万円以下のもの</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>50万円を超え100万円以下のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td><b>500万円を超え10,000万円以下のもの</b></td> <td><b>10,000円</b></td> </tr> </tbody> </table>	借用申込金額	貼付する収入印紙	10万円を超え50万円以下のもの	400円	50万円を超え100万円以下のもの	1,000円	100万円を超え500万円以下のもの	2,000円	<b>500万円を超え10,000万円以下のもの</b>	<b>10,000円</b>	<p align="center"><b>「誓約書・奨学金借用証書」の記入と提出</b></p> <p>(省略)</p> <p><b>1 誓約書・奨学金借用証書の記入押印等について</b></p> <p>(省略)</p> <p>(1) 借用申込金額等について</p> <p>借用申込金額は、貸与月額に、採用時から在学する学校の標準修業年限の終期までの期間を乗じた金額です。</p> <p>なお、借用申込金額は予定額であり、実際に借用金額が確定するのは貸与終了時（通常であれば卒業時）となります。貸与終了時には、借用金額確定の通知を行います。</p> <p>(例) 県内国公立大学の4年制課程で入学時から卒業まで貸与を受ける場合</p> <p>貸与月額 40,000円×48か月(4年) = 1,920,000円(借用申込金額)</p> <p>※ 借用申込金額、貸与月額及び奨学生番号は採用決定通知から転記してください。</p> <p>(2) 収入印紙 <b>(大学院貸与奨学生・海外移住者子弟貸与奨学生のみ必要)</b></p> <p>次のとおり、定められた額の印紙を貼付し割印を押印してください。</p> <p>※ 収入印紙は郵便局等でお買い求めいただけます。</p> <p>※ 貼付欄の都合上、収入印紙は1枚で用意してください。</p> <table border="1" data-bbox="1151 1153 2092 1353"> <thead> <tr> <th>借用申込金額</th> <th>貼付する収入印紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円を超え50万円以下のもの</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>50万円を超え100万円以下のもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	借用申込金額	貼付する収入印紙	10万円を超え50万円以下のもの	400円	50万円を超え100万円以下のもの	1,000円	100万円を超え500万円以下のもの	2,000円
借用申込金額	貼付する収入印紙																		
10万円を超え50万円以下のもの	400円																		
50万円を超え100万円以下のもの	1,000円																		
100万円を超え500万円以下のもの	2,000円																		
<b>500万円を超え10,000万円以下のもの</b>	<b>10,000円</b>																		
借用申込金額	貼付する収入印紙																		
10万円を超え50万円以下のもの	400円																		
50万円を超え100万円以下のもの	1,000円																		
100万円を超え500万円以下のもの	2,000円																		

## 新旧対照表

新 (案)	旧
<p><b>4 奨学金の返還方法</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 返還期間 (回数)</p> <p>奨学金の貸与終了の翌月から 6 か月経過後に始まり、原則として 12 年以内で返還すること。</p> <p>満期で終了した場合は 12 年 (144 回) となる。満期以外で終了した場合は、満期に対して 12 年 (144 回) を基準に実際の貸与期間に応じて 1 年単位で決まる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〔例〕 4 年 (48 か月) 満期の契約を 2 年 (24 か月) で終了した場合の返還期間</p> <p>48 か月 : 12 年 = 24 か月 : X 年</p> <p><math>48X = 288</math></p> <p><math>X = 6</math> ※ 1 年未満の端数が生じた場合は切り上げ</p> <p>返還期間は 6 年 (72 回) となる。</p> </div> <p>(3) 割賦金</p> <p>借用金額を月賦により算出して得た金額で、借用金額及び返還期間 (回数) に応じて決まる。振替日に、割賦金に振替事務手数料を加算した額が口座から引き落とされる。</p> <p>なお、算出の結果、1 円未満の端数が生じた場合は最終割賦金に加算する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〔例 借用金額 2,160,000 円、返還期間 12 年 (144 回) の場合〕</p> <p>借用金額を返還回数で割って求める。</p> <p><math>2,160,000 \text{ 円} \div 144 \text{ 回} = 15,000 \text{ 円}</math></p> </div>	<p><b>4 奨学金の返還方法</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 返還期間 (回数)</p> <p>奨学金の貸与終了の翌月から 6 か月経過後に始まり、原則として 10 年以内で返還すること。</p> <p>満期で終了した場合は 10 年 (120 回) となる。満期以外で終了した場合は、満期に対して 10 年 (120 回) を基準に実際の貸与期間に応じて 1 年単位で決まる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〔例〕 4 年 (48 か月) 満期の契約を 2 年 (24 か月) で終了した場合の返還期間</p> <p>48 か月 : 10 年 = 24 か月 : X 年</p> <p><math>48X = 240</math></p> <p><math>X = 5</math> ※ 1 年未満の端数が生じた場合は切り上げ</p> <p>返還期間は 5 年 (60 回) となる。</p> </div> <p>(3) 割賦金</p> <p>借用金額を月賦により算出して得た金額で、借用金額及び返還期間 (回数) に応じて決まる。振替日に、割賦金に振替事務手数料を加算した額が口座から引き落とされる。</p> <p>なお、算出の結果、1 円未満の端数が生じた場合は最終割賦金に加算する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〔例 借用金額 1,920,000 円、返還期間 10 年 (120 回) の場合〕</p> <p>借用金額を返還回数で割って求める。</p> <p><math>1,920,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 回} = 16,000 \text{ 円}</math></p> </div>

## 新旧対照表

新 (案)	旧
<p>第 7 号様式 (大学・大学院・専修・高专)  <b>奨学金貸与継続申請書</b> No. ....            年 月 日</p>	<p>第 7 号様式 (大学・大学院・専修・高专)  <b>奨学金貸与継続申請書</b> No. ....            年 月 日</p>
<p>公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 殿</p>	<p>公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 殿</p>
<p>奨学生番号 _____            フリガナ _____            氏 名 _____            大 学 名 _____            専 攻 _____            学 年 _____            学 籍 番 号 _____            現 住 所 〒 _____            .....            電 話 番 号 _____            携 帯 _____            E メール _____</p>	<p>奨学生番号 _____            フリガナ _____            氏 名 _____            大 学 名 _____            専 攻 _____            学 年 _____            学 籍 番 号 _____            現 住 所 〒 _____            .....            電 話 番 号 _____            PHS・携帯 _____            E メール _____</p>
<p>令和 年度も継続して奨学金の貸与を受けたいので、別紙学業成績証明書及び在学証明書を添えて申請します。</p>	<p>令和 年度も継続して奨学金の貸与を受けたいので、別紙学業成績証明書及び在学証明書を添えて申請します。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>進 級 状 況 (該当する事項を○で囲む)</p>	<p>進 級 状 況 (該当する事項を○で囲む)</p>
<p>1 進 級            2 留 年            3 休 学            4 復 学</p>	<p>1 進 級            2 留 年            3 休 学            4 復 学</p>
<p>① この継続申請書を所定の期日までに提出しないときは、奨学金の資格を失います。            ② 奨学金の継続を希望しないときは、直ちに「奨学金辞退届」を提出してください。            ③ 進級状況で「休学」又は「復学」に該当する者は、この継続申請書と一緒に「休学届」又は「復学願」を提出してください。            ④ 他団体の奨学金との併給はできません。どちらかを辞退していただく事になります。</p>	<p>(注)① この継続申請書を所定の期日までに提出しないときは、奨学金の資格を失います。            ② 奨学金の継続を希望しないときは、直ちに「奨学金辞退届」を提出してください。            ③ 進級状況で「休学」又は「復学」に該当する者は、この継続申請書と一緒に「休学届」又は「復学願」を提出してください。            ④ 他団体の奨学金との併給はできません。どちらかを辞退していただく事になります。</p>

新旧対照表

新 (案)

旧

第21号様式

転居・転籍・改氏名・勤務先変更 届

年 月 日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長 殿

奨学生番号：

フリガナ：

氏 名：

昭和・平成 年 月 日生

該当者を○で囲む	本人	連帯保証人	保証人
----------	----	-------	-----

新 住 所	〒 TEL ( ) 携帯 ( )
旧 住 所	

新 本 籍	
旧 本 籍	

フリガナ 新 氏 名	氏	名	旧氏名
---------------	---	---	-----

既に届け出た口座の名義を変更したときは、下の欄に新名義を記入してください。

フリガナ 新 名 義	
---------------	--

新 勤 務 先	勤 務 先 名	部署： 職種：
	勤 務 先 住 所	〒 TEL ( )

※1 転居・転籍・改氏名・勤務先変更届のうち、該当する項目を○で囲んでください。

2 改氏名、転籍の場合は、住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）を添付してください。

第21号様式

転居・転籍・改氏名・勤務先変更 届

年 月 日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長 殿

奨学生番号：

フリガナ：

氏 名：

昭和・平成 年 月 日生

該当者を○で囲む	本人	連帯保証人	保証人
----------	----	-------	-----

新 住 所	〒 TEL ( ) PHS・携帯 ( )
旧 住 所	

新 本 籍	
旧 本 籍	

フリガナ 新 氏 名	氏	名	旧氏名
---------------	---	---	-----

既に届け出た口座の名義を変更したときは、下の欄に新名義を記入してください。

フリガナ 新 名 義	
---------------	--

新 勤 務 先	勤 務 先 名	部署： 職種：
	勤 務 先 住 所	〒 TEL ( )

※1 転居・転籍・改氏名・勤務先変更届のうち、該当する項目を○で囲んでください。

2 改氏名、転籍の場合は、住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）を添付してください。

27～39 頁

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程改正による、改正後規程の差し替え

〈PDF ダウンロード〉

※以下のファイルのアイコンをクリックしていただくと、全文がダウンロードできます。

「令和 4 年度奨学生のしおり（最新版）」

- ・ 本文（表紙～15 頁）：[PDF](#)
- ・ 各種様式（16～23 頁）：[PDF](#)
- ・ 改正後貸与規程（27～39 頁）：[PDF](#)